

令和6年度メモロスキー場の運営について

1 基本理念

メモロスキー場は、社会体育施設に類する機能として、子どもたちの教育の場、冬のスポーツの場として営業を再開する。（「新嵐山スカイパークのあり方の骨格」による）

2 経営形態・事業手法

安全統括管理者及び索道技術管理者に芽室町職員を選任し、索道の運行やゲレンデ造成等は民間事業者に委託する直営（一部委託）方式により運営を行うが、令和6年度シーズン及び令和7年度シーズンは上記の基本理念に基づくメモロスキー場の再スタートに向けたプレオープンに位置付ける。

なお、令和6年度のメモロスキー場については、以下の内容で営業を行う。

(1) 営業期間

令和6年12月25日（水）～令和7年3月16日（日）とするが、最低限の人工降雪を行いながら、気温や降雪の状況により、オープンやクローズは前後する可能性がある。

(2) 開放するコース

Aコース、Cコース、ツアーコースの開放を基本とするが、気温や降雪の状況により、Bコースの開放を検討する。

AコースからCコースへの動線については、令和5年度の造成の状況を確認し、開放に向け検討する。（町営牧場のスケジュールと調整して検討。）

(3) 営業時間

9:00～16:00とし、令和6年度シーズンはナイター営業を行わない。

(4) 稼働するリフト

第1リフトA線B線のうち、どちらか1つの稼働を基本とし、第2リフトは稼働しない。

なお、週末や年末年始などの混雑緩和を目的に、日時を限定した形で第1リフトA線B線2つの稼働を検討するが、稼働した場合、委託事業者の人員増とそれに伴う委託料の増額が必要になる。

(5) リフト利用料

令和6年度シーズンは据え置きとする。

なお、シーズン券については、これまでも早割等による販売を行うことで、町民の皆さん、利用者の皆さんが気軽にスキーを楽しめる環境の1つとなっていたことから、販売については引き続き検討する。

(6) スキーレンタル

多くの方にスキー場を利用いただくために必要であり、スキースクール等の活動にも関連することから、スキーレンタルを実施するが、運営は民間によるものとし、手法については引き続き検討する。

(7) ロッジ機能

簡易施設(ユニットハウス)をリースし休憩スペースとして提供するとともに、トイレは既設宿舎の1階部分を一部開放する。

(8) 軽食の提供

上記のロッジ機能の考え方により既存宿舎の厨房が使用できないことから、軽食の提供は困難であるが、キッチンカーによる提供等を検討する。

(9) 降雪・圧雪作業

ゲレンデの整備、維持のため降雪機や圧雪車による作業を行うが、必要最低限の利用とする。

3 事業経費

メムロスキー場の営業再開に係る事業経費は次のとおりであり、補正予算の提案を予定しているが、今後点検を実施する機械(スノーモービル等)があることから、それらの修繕費についても、必要な時期に補正予算等により対応する予定である。

(1) 歳入

節	事業内容	事業費(千円)
リフト使用料	リフト利用料金	23,500
合計		23,500

(2) 歳出

節	事業内容(千円)	事業費(千円)
旅費	索道技術管理者の研修	100
需用費	スキー場消耗品(50)、ユニットハウス及びトイレの燃料費・リフトの電気料・水道料(5,000)、降雪機・圧雪車の燃料費(6,250)、リフト修繕費(3,000)、降雪機・圧雪車の修繕費(8,000)	22,300
役務費	降雪機、圧雪車の自賠責保険料及び損害保険料	300
委託料	メムロスキー場管理業務(31,600)、消防設備点検(80)、浄化槽点検(420)	32,100
使用料及び賃借料	ユニットハウスリース料(5,000)、除雪用機械使用料(3,600)、浄化槽法定検査手数料(50)	8,650
工事請負費	ユニットハウス電気工事(1,100)、トイレ給水管引込み工事(3,200) トイレパネルヒーター設置工事(1,000)	5,300
負担金補助及び交付金	北海道索道協会負担金(330)、研修会受講料負担金(20)	350
合計		69,100

4 費用対効果

1 基本理念において記載のとおり、メモロスキー場は社会体育施設に類する機能として再開するものであり、メモロスキー場の営業に係る費用は、費用対効果の対象外とする。なお、これまでの町負担、指定管理者負担の考え方に基づく町の一般財源(歳入と歳出の差額)については、以下のとおりである。

(1)指定管理委託料(スキー場に係る分)に含まれていた経費

節	事業費(千円)	歳入(千円)	一般財源(千円)
旅費	100	23,500	19,950
需用費	11,200		
役務費	300		
委託料	31,600		
使用料及び賃借料	0		
工事請負費	0		
負担金補助及び交付金	250		
合計	43,450		

(2)町が支出していた経費

節	事業費(千円)	歳入(千円)	一般財源(千円)
旅費	0	0	15,350
需用費	11,100		
役務費	0		
委託料	500		
使用料及び賃借料	3,650		
工事請負費	0		
負担金補助及び交付金	100		
合計	15,350		

(3)プレオープンのために必要な経費

節	事業費(千円)	歳入(千円)	一般財源(千円)
旅費	0	0	10,300
需用費	0		
役務費	0		
委託料	0		
使用料及び賃借料	5,000		
工事請負費	5,300		
負担金補助及び交付金	0		
合計	10,300		

5 今後のスケジュール(予定)

(1)索道再開届に関する業務

- 7月～ 第1リフト修繕発注(契約後、ただちに部品発注を行う必要がある)
適合確認検査作業(索道技術管理者及び索道運行を担うスタッフによる作業)
- 8月 リフト保守点検業務 完了
- 9月～ 中長期計画協議開始(北海道運輸局)
- 11月 再開届提出(北海道運輸局)
- 12月 スキー場オープン

(2)上記以外の業務

- 7月 スキー場管理業務委託 入札 (契約後、ただちに索道に係る人員確保を行い、適合確認作業やシーズンに向けた研修、作業を行う必要がある)
- 8月～ 降雪機修繕、圧雪車修繕、ユニットハウスリース、ユニットハウス設置電気工事、浄化槽点検、トイレ給水管引込み工事、トイレパネルヒーター設置工事

(3)スキー団体との意見交換

- 6月 令和6年度シーズンの運営についての説明(本資料に基づき説明)
 - 7月 令和6年度シーズンの運営についての協議(委託事業者も交えた協議)
- 以降、シーズンに向けての協議を行っていく。

6 その他

(1)安全統括管理者の要件について(北海道運輸局)

安全統括管理者については、過去の業務経験として、「索道施設の整備計画作成業務」、「索道施設の投資計画作成業務」、「索道の人員計画作成業務」の総括・管理業務の経験が4シーズン以上必要であり、取締役であること(あったこと)のみでは、これに該当せず、代表取締役や副社長といった総括・管理の立場での経験、現場における責任者(支配人等)としての取締役の経験が該当するものと考えられる。





Aコース

第1リフト乗り場

休憩所①

休憩所②

休憩所③

スキー

レンタル

事務所兼

チケット売り場

パトロール

ビウカ川

ビウカ川

ビウカ川

既設宿舎方面